

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 上下水道総務課

不利益処分の内容	上下水道局庁舎施設の使用停止等
根拠法令等及び条項	栃木市上下水道局庁舎管理規程第23条
	根拠条項
	栃木市上下水道局庁舎管理規程第23条
	参考事項
	設定等年月日
	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市上下水道局庁舎管理規程抜粋 (使用の停止等)</p> <p>第23条 管理者は、使用者がこの規程に定める使用条件に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合は、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>2 前項の場合において、使用者において損害を受けることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。</p>